

オランダ
判例速報
2021 年
11/12 月号

オルダンプ市（Gemeente Oldambt）がウェブサイト上で環境許可証申請者の社会保障番号等を複数回にわたり公開したことにより不法行為（GDPR 違反）を行ったとして、同市に対して非財産的損害（500 ユーロ）の賠償が命じられた事例

（北オランダ地方裁判所 2021 年 1 月 12 日判決¹）

一般データ保護規則（GDPR）によりますと、GDPR に違反した場合、各加盟国の担当当局により制裁金が課せられる可能性があります²。また、GDPR 違反の結果として財産的又は非財産的損害を被った者は、管理者又は処理者から、その被った損害の賠償を受ける権利を有します³。しかし、GDPR は、損害賠償の範囲を決定する方法について何も規定しておりません。ここで、民事裁判で GDPR 違反者に対して不法行為に基づく損害賠償請求を行う場合、各加盟国裁判所においてどのように損害賠償の範囲を決定するのが問題となります。

本件におきましては、北オランダ地方裁判所はまず、欧州司法裁判所の確立した判例に倣い、原告が主張する損害の賠償が認められるべきか否かという問題は、オランダ国内法（すなわちオランダ民法典の損害賠償の範囲に関する規定）に基づき判断するとしました。その上で、同裁判所は、個人データ漏洩後に行われた防犯カメラの設置費用等の財産的損害に関する賠償請求には理由がないとしてこれを棄却しました。しかし、非財産的損害すなわち精神的損害に関する賠償請求はこれを認容し、公平性の観点からこの額を 500 ユーロと決定しました（個人データ漏洩の結果として何か具体的な不利益が生じたことは明らかとなっていないため）。

上記下線部は、オランダ国内の確立した判例に沿ったものです⁴。また、500 ユーロという額も同様です。従って、本判決の判断枠組み自体に目新しさはございません。しかし、民事裁判で GDPR 違反を理由に損害賠償請求を行う場合の判断枠組みと、実際に認められる損害賠償の範囲を知る上で参考になると思われます。見出し番号は判例のそれと同一です。

<事実>

2.1 2016 年 7 月 1 日、オルダンプ市は、[不動産登記番号]にある土地を象徴的な金額である 1 ユーロで売りに出した。当該土地には、未使用の射撃場（以下「本件射撃場」という。）があった。原告は、本件射撃場を購入することに興味を持っていた。

2.2 本件射撃場を使用できるようにするためには環境に関する許可証（以下「環境許可証」とい

¹ Rechtbank Noord-Nederland, 12 januari 2021, ECLI:NL:RBNNE:2021:106.

² Art. 83 of the GDPR.

³ Art. 82 of the GDPR.

⁴ ABRvS 1 april 2020, ECLI:NL:RVS:2020:899.

う。)の取得が必要であった。環境許可証の申請は、電子メール、郵便、市役所での届け出又は環境関連窓口を通じてオンラインで行うことが可能であった。

- 2.3 オランダ国内の全ての市は、省により定められた定型の申請用紙（以下「公共閲覧用申請用紙」という。）を使用しており、その冒頭には「本申請用紙の内容は公共の閲覧に供される可能性がある」と記載されている。環境許可証の申請者は、担当当局に提出する申請書一式（以下「申請書一式」という。）を提出する。申請書一式は、担当当局による審査のみを目的として提出される一方、公共閲覧用申請用紙は、文字通り公共の閲覧に供することが目的とされている。なお、公共閲覧用申請用紙の中に含まれる情報のうち、申請者が公共の閲覧に供することを望まない情報は非公開とされる仕組みになっている。また、申請書一式にも、公共閲覧用申請用紙にも、申請内容、申請者及び問題となる場所に関する情報が含まれている。唯一の違いは、公共閲覧用申請用紙には申請者の社会保障番号及び電話番号が含まれていない点である。
(...)

- 2.4 2016 年 12 月 9 日、原告は、本件射撃場を使用できるようにするため、オルダンプ市の市役所を通じて環境許可証を申請した。(...)その中には、申請者（すなわち原告）の情報として、社会保障番号、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスが記載されていた。

(...)

- 2.7 2017 年 4 月 19 日、オルダンプ市は、環境の管理に関する政令（Activiteitenbesluit milieubeheer）にいう申請を原告が行ったことを公告した。(...)

- 2.8 2017 年 12 月 7 日、オルダンプ市市議会は、原告が申請した環境許可証に関して決定を下したことを官報で明らかにした。当該決定は、政府らにより運営されるウェブサイト（www.ruimtelijkeplannen.nl）でも公開された。

- 2.10 2018 年 12 月 2 日 11 時 26 分、ラジオ局の RTV Noord の記者が、原告の提出した申請書の あるページのスクリーンショットを以下の文章とともに Twitter 上に掲載した：「申請者の氏名、住所、さらには社会保障番号まで閲覧できる状態で申請書がオルダンプ市のウェブサイトに掲載中。これは許されるのか？参考まで、重要な情報は黒塗りで隠してある。」当該スクリーンショット上では、原告の電話番号及び社会保障番号は削除されていた。しかし、原告の氏名及び住所は削除されておらず、閲覧可能な状態であった。また、当該スクリーンショットには、問題となる活動内容に関する情報は含まれていなかった。

- 2.11 2018 年 12 月 2 日、原告は、オルダンプ市がウェブサイト上で個人データを漏洩したことにより一般データ保護規則（以下「GDPR」という。）に違反したとして、同市に電子メールを送信した。

(...)

- 2.13 原告が提出した環境許可証の申請は、2018 年 12 月 3 日に開催された市議会の議案として俎上に上げられたが、当該議案も市のウェブサイトで公開された。第 5 号議案には、当該申請の他に、原告の電子メールアドレス、電話番号及び社会保障番号が掲載された。

- 2.14 2018 年 12 月 3 日、オルダンプ市は、原告の電話番号及び社会保障番号を同市のウェブサイトから削除した。

(...)

- 2.16 2018 年 12 月 5 日、オルダンプ市は、原告が通報したデータ漏洩に関して原告に電子メールで回答した。当該電子メールの中で、同市は原告に対して、2017 年 9 月 11 日、同年 10 月 30 日及び 2018 年 11 月 22 日に同市のウェブサイト上で原告の個人データが含まれる書面が掲載されたこと、当該個人データが公開されたこと、当該個人データには原告の電子メールアドレス、電話番号及び社会保障番号が含まれること、当該個人データは誤って市のウェブサイト

掲載されてしまったこと、これにより当該個人データの漏洩が生じ、原告の身元を偽る等の不正が行われる可能性があること、当該漏洩が明らかになった直後に当該個人データは市のウェブサイトから削除されたこと等を伝達した。（…）

- 2.18 2018年12月21日、原告代理人弁護士は、オルダンプ市に対して書簡を送付し、本件個人データ漏洩により原告が被った財産的及び非財産的損害を原告に賠償するよう求めた。（…）
- 2.19 2019年1月9日、オルダンプ市は、原告代理人弁護士に対して原告が被ったと主張する財産的損害を理由づけるよう求めるとともに、非財産的損害賠償の支払いを拒否することを伝達した。
- 2.20 2019年2月25日、原告代理人弁護士は、オルダンプ市に対して書簡を送付し、原告が被った損害の内容について説明した。この点、原告代理人弁護士は、以下の通り説明した：

「（…）本件個人データ漏洩への対策として既に取りられたか又は今後取られる対策により生じた民法第6巻第96条にいう財産的損害

不正を防止するため、GDPRの観点から幾つかの対策が講じられる必要がある。（…）まず、防犯カメラが設置されなくてはならない。その費用は2395,00ユーロ（VAT込）である。それに加えて、防犯アラームも設置されなくてはならない。その費用は1945,00ユーロ（VAT込）である。さらに、防犯シャッターも設置されなくてはならない。その費用は6967ユーロである。また、本件により、小職依頼人（原告）は所有する飲食店で働くことができなかった。従って、小職依頼人はある労働者を雇用しなくてはならなかったが、その期間は31時間である。当該雇用に関する費用は（…）総額で542,50ユーロである。」

（…）

- 2.32 2019年4月10日、オルダンプ市は、原告代理人弁護士に対して書簡を送付し、原告が被ったと主張する財産的及び非財産的損害賠償の理由づけがなされていないことを理由に、これらの支払いを拒否すると伝達した。（…）

（…）

<判決理由>

- 4.1 本件において問題となるのは、オルダンプ市のウェブサイト上で度々起こった個人データの漏洩により、原告の電子メールアドレス、電話番号及び社会保障番号が公開されてしまったことに関して、同市が原告に対して財産的及び非財産的損害を賠償する責任を負うか否かである。判断するに、同市は個人データの漏洩によりGDPRに違反し、ゆえに原告が被った損害を賠償する義務を負う。なお、本件の個別具体の状況においては財産的損害に関する賠償請求を認容する理由は存在しないが、非財産的損害に関する賠償請求は（一部）認容する。以下にその理由を述べる。

（…）

- 4.8 GDPR第6条第1項によると、（GDPRにいう）管理者による個人データの処理が適法であるといえるのは、同項aからfまでに列挙された条件のうちいずれかが満たされた場合に限られる。適法でない個人データの処理は、民事事件の文脈では、管理者によるデータ主体に対する不法行為とみなされなくてはならない。

- 4.9 上記に加え、GDPR第82条は、以下の通り規定する：

1. 本規則の違反行為の結果として財産的な損害又は非財産的な損害を被った者は、管理者又は処理者から、その被った損害の賠償を受ける権利を有する。（…）

- 4.10 GDPR は、全ての EU 加盟国で直接適用される（GDPR 第 99 条第 3 項）。GDPR 違反により生じた損害の賠償責任義務は、GDPR から直接発生する。しかし、本件のように加盟国の行政機関により GDPR 違反が行われた場合、EU 加盟国内のどの裁判所が当該違反に関する損害賠償請求権について判断する権能を有するかという問題について、GDPR は何も規定していない。本件においては、原告請求の法的根拠が民事的なものであること及びその金額に鑑み、当裁判所には本件について判断する権能があると判断する。
- 4.11 確かに GDPR 第 82 条の内容からすると、GDPR 違反の結果生じた実際の損害は、同規則の目的に照らして完全に賠償されなくてはならないが、どのようにしてデータ主体が被った損害の範囲を決定し且つこれを計算しなくてはならないかという問題について GDPR には何も規定していない。確立した欧州司法裁判所の判例によると、EU 法が何も規定しない場合、損害賠償請求権を行使できるようにするために各加盟国において国内規則を定めることができるが、そのような EU 法上の権利を実施するための処置は、加盟国国内法の下で行われる同様の請求より不利であってはならず、且つ目的を達成するために適当なものでなくてはならない。（…）欧州司法裁判所の判例に鑑み、ここにいう損害の概念は、GDPR の目的が完全に達成されるように幅広に解釈されなくてはならない。また、データ主体が被った損害に関する賠償をデータ主体において完全且つ実際に受け取ることができるようにしなくてはならない。この点、問題となる損害の範囲を正確に決定することができなかつたり、その金額が小さいという事実だけでもって、損害賠償請求を棄却することは許されない。
- 4.12 欧州司法裁判所は、個人データの違法な処理に関する損害の概念又はそのような処理に関して賠償されるべき（財産的及び非財産的）損害についてまだ何も判示していない。この点、欧州司法裁判所の確立した判例によると、ある規範に違反したからといって、これが直ちに損害（の発生）に至ることはない。また、賠償されるべき損害は、現実的且つ確実なものでなくてはならない。
- 4.13 以上により、当裁判所は、上述の欧州司法裁判所の判例及び GDPR 前文 146 条の内容に鑑み、オランダ国内法に基づき（原告が主張する）損害が賠償されるべきか否かという問題を検討する。
- （…）
- 4.15 前述の（オルダンプ市による）GDPR 違反により、原告は GDPR82 条に基づき原則として同市に対する損害賠償請求権を有する。この点、原告は、同市に対して財産的損害だけでなく非財産的損害の賠償も請求することができる。これらの損害項目は、前述の通り、オランダ民法に基づいて判断されなくてはならない。
- 4.16 民法第 6 巻第 95 条によると、法的な賠償義務に基づき賠償されなくてはならない損害は、財産的損害（民法第 6 巻第 96 条）及びその他の不利益から構成されるが、「その他の不利益」の賠償請求権が生じるのは、法にその旨規定されている場合に限られる。ここにいう「その他の不利益」とは、非財産的損害を意味する（民法第 6 巻第 106 条）。
- 4.17 原告の財産的損害の賠償請求は、民法第 6 巻第 96 条第 2 項第 a 号を根拠としているが、当該条文によると、責任の根拠となる事象の結果として予想される損害を防止又は制限するための合理的な費用もここにいう財産的損害として賠償の対象となる。このような背景から、原告は、要するに、個人データ漏洩の発生後に自宅の安全を確保するために行ったと主張する防犯カメラ、警報システム、防犯シャッターの設置などの措置に要した費用の賠償を請求している。
- 4.18 前述の条文で言及されている費用は、「合理性の二重テスト」を満たさなければならない。すなわち、関連する措置を講じること自体だけでなく、それに関連する費用も合理的でなくてはならない。具体的には、全ての個別具体の状況に照らして正当化された措置に関するものでなければならない。これには、次のような要素が含まれる：すなわち、そのような事象の十分な

脅威があったか；対策に予想される費用の程度と、その事象の結果として予想される損害の程度との間に合理的な関係があったか？これらの費用が賠償の対象となるためには、少なくとも問題となっている事象の結果として損害が発生する深刻な可能性がなければならない。

4.19 判断するに、本件で原告が自宅に関して講じた防犯対策は、本件で責任の根拠となっている事象（個人データ漏洩）の結果として生じる損害を防止または制限するための合理的な費用とみなすことはできない。（…）

4.22 以上により、原告の財産的損害の賠償請求を棄却する。

4.23 被害者は、民法第 6 巻第 106 条に基づき、財産的損害ではない不利益に対して、公正に決定される損害賠償を受ける権利を有するが、これは被害者において「自分の身に別の形で」侵害を受けたことを条件とする。

4.24 前述の「自分の身に侵害を受ける」とは、損害の原因となった事象の結果として被害者が精神的外傷を受けた場合には、いかなる場合でも存在する。これを主張する当事者は、個別具体の状況に関連して精神的外傷が発生したことを示す十分に具体的な情報を提出しなくてはならない。そのためには、客観的な基準に基づいて精神的外傷の存在が疎明されなくてはならない。また、例え前述の精神的外傷の存在が疎明できない場合であっても、問題となる規範違反の性質及びそれが被害者に与えた結果が、民法第 6 巻第 106 条第 b 号にいう自分の身への「別の形」での侵害に該当する可能性を排除するものではない。このような場合、これを主張する者は、具体的な情報をもって自分の身に侵害を受けたことを疎明しなければならない。但し、規範違反の性質とその深刻度に鑑み、（…）被害者の身への侵害があることが自明である場合はこの限りでない。なお、人の基本的人権が侵害されたことをもって、自動的に民法第 6 巻第 106 条第 b 項にいう「別の形で」の侵害があるということとはできない。

（…）

4.25 GDPR 違反があったからといって自動的に人格の完全性への侵害を意味するものではなく、補償されるべき非財産的損害の発生に至るものではない。被害を受けた者は、自分の身に侵害を受けたことを疎明し、且つ主張する損害を具体的な情報をもって理由付けなくてはならない。

4.27 判断するに、原告は、オルダンプ市の不法行為の結果として、一般に精神科において知られている意味での、客観的な根拠に基づき罹患したと確定することができる精神的外傷を被ったことをそもそも主張していないか、十分に主張していない。また、本件の個別具体の状況に関連して、原告が精神的外傷を受けたことを示す情報も提出されていない。一時的なストレスや不安など、多かれ少なかれ強い心理的不快感があるだけでは、非財産的損害賠償請求を認容するには不十分である。

4.28 しかしながら、原告が自分の身に別の形で侵害を受けたと認めることはできる。すなわち、オルダンプ市は、原告の同意なくして原告の電子メールアドレス、電話番号及び社会保障番号をウェブサイトに掲載することで GDPR に違反し、このような同市の不法行為により原告のプライバシーは侵害された。ここに関係する個人データは全て取り扱いに細心の注意を要するものであるが、それはとりわけ原告の社会保障番号に関していえる。（…）以上により、原告は、公平に決定される非財産的損害賠償を受ける権利を有する。本件の個別具体の事情、とりわけ本件で問題となる侵害の性質、侵害が生じた期間、頻度及びその深刻さに鑑み、また個人データ漏洩の結果として何か具体的な不利益が生じたことは明らかとなっていない状況も考慮して、当裁判所は、公平に決定される非財産的損害の額を 500 ユーロとする。（…）
